

所掌事項

宮古市自治基本条例の検証に関すること。
参画の運用状況に関すること。
協働による提案事業の審査に関すること。
その他協働によるまちづくりの推進に関する事項の調査及び審議に関すること。

設置根拠

宮古市自治基本条例第23条
宮古市参画推進条例第11条

設置年月日

H20. 9. 16

委員定数

15人

委員任期

2年

現任委員発令日

R7. 2. 3

現任委員任期満了日

R9. 2. 2

担当課

地域振興部地域づくり推進課市民参画推進係
TEL : 0193-62-2111 内線 3713 FAX : 0193-63-9123
E-mail : chiikizukuri@city.miyako.iwate.jp

備考